

# 優良・優秀運転者表彰申請要綱

公益財団法人柏崎地区交通安全協会

## 1. 表彰の種別

- 優秀運転者表彰…20年、30年、40年、50年表彰（県連名表彰）
- 優良運転者表彰…10年表彰（地区連名表彰）

## 2. 被表彰対象者の資格要件

表彰の種類	運転経歴と受賞歴	行政処分歴
50年表彰	・申請する表彰年数以上の運転経歴があり、前段階の表彰を受けていること。	・表彰年数の間、交通事故及び交通違反がないこと。 (受賞歴がある場合のみ、過去5年以内に3点以下の軽微な違反1回に限り、無事故・無違反者とみなし表彰申請できます。)
40年表彰		
30年表彰	・申請する表彰年数以上の運転経歴があること。	
20年表彰		
10年表彰	・10年以上の運転経歴があること。	・10年以上継続して交通事故及び交通違反がないこと。

## 3. 期間の計算

- (1) 運転経歴は、令和4年4月6日現在で計算します。
- (2) 表彰年数の起算日
  - ・最初に運転免許を取得した年月日
  - ・運転免許停止処分を受けた場合は当該処分が終了した翌日
  - ・免許の「うっかり失効」がある場合は、申請書に自動車安全運転センター発行の「運転免許経歴証明書」（自己負担1通670円）を添付し、失効により中断した期間を差し引いて下さい。（運転経歴証明書の申請用紙は交通センターにあります。）

## 4. 注意事項

- (1) 表彰申請に必要な運転記録証明書は当協会が手続きを代行し、申請手数料を負担します。委任状には申請者本人が署名、押印をしてください。
- (2) 各地区長・事業主または安全運転管理者は、申請書の記入に誤りや漏れが無いかを確認し、推薦者の欄に署名、押印をしてください。
- (3) 申請書は地区と事業所の両方から提出しないよう、注意してください。

## 5. 申請書の提出期限

令和3年12月15日（水）までに交通センターへ提出してください。

## 6. 表彰の時期

- 令和4年春の全国交通安全運動の初日付で表彰がなされる予定になっております。

※ その他不明の点は、地区協会事務局（交通センター）へお問い合わせ下さい。（☎23-3256）